

株 主 各 位

大阪市淀川区西中島七丁目5番25号  
燦キャピタルマネージメント株式会社  
代表取締役社長 前 田 健 司

## 第26期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第26期定時株主総会を下記のとおり開催致しますので、ご出席下さいませようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、誠にお手数ですが、後記の株主総会参考書類をご検討頂き、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、平成30年6月27日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送頂きたくお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成30年6月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市淀川区宮原三丁目4番30号 ニッセイ新大阪ビル 18階  
ネット・カンファレンス 会議室I  
(会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、最終頁の「株主総会会場ご案内図」をご参照頂き、お間違いのないようご注意ください。)
3. 目的事項
  - 報告事項
    1. 第26期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類報告の件
    2. 会計監査人及び監査役会の第26期連結計算書類監査結果報告の件
  - 決議事項
    - 第1号議案 取締役5名選任の件
    - 第2号議案 監査役2名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
  - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.sun-capitalmanagement.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
  - ◎株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.sun-capitalmanagement.co.jp/>) に掲載致しますのでご了承下さい。

# 事業報告

平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで

## I. 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過および成果

#### 当期の経営成績の概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続く中、緩やかな回復基調が継続しております。また、先行きについては、各種政策の効果への期待感がある一方で、海外経済の不確実性の高まり、金融資本市場の変更が企業、家計のマインドに与える影響など、不透明な要素もあります。

当社グループの主要投資対象である国内不動産売買市場においては、依然として低水準にある資金調達コストを背景に、国内外の投資意欲は旺盛であり、不動産の取得競争は激しく流動性の高い状態が継続しております。

また、クリーンエネルギー市場においては、再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）の変更により、事業化の可否について選別が進む一方、すでに運転が開始されている太陽光発電所や開発権利の売買に関するセカンダリー市場が形成されつつあります。

海外投資の対象となるアジア地域の景気は、中国では持ち直しの動きが続き、韓国では回復しつつあり、台湾では緩やかに回復しております。また、インドネシア、タイでは持ち直しており、インドでは、内需を中心に緩やかに回復しております。

このような市場環境の下、当社グループは、業績回復および向上のために、エンドユーザー向けに資産運用不動産として1棟50百万円から100百万円程度の中古収益物件の仲介および紹介に注力してまいりました。加えて、収益不動産用土地を取得し、新築アパートを建築後または建築中に売却する案件も進めております。

また、国内エネルギー事業においては、千葉県大多喜町の太陽光発電事業用地を保有するサンエナジー株式会社（旧有限会社ラ・ベリータ、以下「サンエナジー」）を取得し、20年間に渡る地代収入を獲得することが出来ました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は652百万円（前年度比125.1%増）、営業利益は189百万円（前年度は249百万円の営業損失）、経常利益は187百万円（前年度は322百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純利益は183百万円（前年度は1,008百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

（投資事業）

投資事業につきましては、ゴルフ場売上は減少した一方、不動産売上高は好調に推移しましたが、外形標準課税等の費用が増加したため、投資事業の売上高は451百万円（前年度比66.3%増）、セグメント損失（営業損失）は12百万円（前年度は283百万円のセグメント損失（営業損失））となりました。

（アセットマネジメント事業）

アセットマネジメント事業につきましては、新規不動産ファンドの組成が無かったため、アセットマネジメント業務報酬、ファンドからの管理フィー等による売上高は減少しました。その結果、アセットマネジメント事業の売上高は0百万円（前年度比62.1%減）、セグメント利益（営業利益）は0百万円（前年度比59.8%減）となりました。

（その他の事業）

その他の事業につきましては、国内エネルギー事業において、サンエナジーを取得した際のスキームの構築等によるアドバイザー業務報酬を計上したこと等により、その他の事業の売上高は244百万円（前年度は17百万円）、セグメント利益（営業利益）は200百万円（前年度は16百万円のセグメント利益（営業利益））となりました。

## 2. 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、18百万円であります。その主要なものは、当社本社およびサンエステート株式会社の移転に伴う事務所内装工事等と鳥取カントリー倶楽部株式会社でのゴルフコース改修に係るものであります。

## 3. 資金調達の状況

当連結会計年度において、平成28年10月24日発行の新株予約権が行使されたことおよび平成30年2月23日に第三者割当による新株式および新株予約権を発行したことにより、1,482百万円の資金調達を行いました。

## 4. 財産および損益の状況の推移

区 分	平成27年3月期 第23期	平成28年3月期 第24期	平成29年3月期 第25期	平成30年3月期 (当連結会計年度)
売上高 (千円)	377,358	357,492	289,842	652,372
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△225,214	△157,052	△322,317	187,371
親会社株主に帰属する当期純利益又は損失(△) (千円)	△265,525	△193,184	△1,008,998	183,244
1株当たり当期純利益又は損失(△) (円)	△23.76	△15.40	△49.34	4.40
総資産 (千円)	3,249,051	1,135,293	1,508,955	3,120,463
純資産 (千円)	1,064,151	837,935	1,292,423	2,740,090

## 5. 対処すべき課題

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続く中、緩やかな回復基調が継続しております。また、先行きについては、各種政策の効果への期待感がある一方で、海外経済の不確実性の高まり、金融資本市場の変更が企業、家計のマインドに与える影響など、不透明な要素もあります。

当社グループは、前連結会計年度まで継続して営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上する等、経常的な収益計上を確立するには至らず、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しておりました。

しかしながら、当連結会計年度において、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益を計上し、また、太陽光発電用地から20年間に渡り每期一定額の収益を獲得すること、今後も不動産事業からの収益が一定額見込めること、当連結会計年度における現金及び預金の残高が820百万円であり、財務基盤の安定化が図られていることから、当社グループは当連結会計年度末において、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在していないと判断し、継続企業の前提に関する注記記載を解消することといたしました。

このような中、当社グループは収益基盤の強化のため、前連結会計年度より引き続き中古収益不動産の売買・仲介を進めると共に、事前に用地を取得し、最終的に収益物件として販売する開発型不動産からの収益を拡充して行くことに注力してまいります。また、国内外のエネルギー関連事業からの安定収益の獲得にも取り組んでまいります。

前連結会計年度において、過去実施した第三者割当増資による調達資金を積極的に活用し、収益基盤の安定と拡充および財務状況の安定化を図り、成長資金の活用と企業価値の向上を目指してまいります。

なお、今後も外部環境に対し柔軟に対応していけるよう、事業計画の更新を積極的にを行い、それを実践し、高機能・高専門性を基盤として常に進化し続ける企業集団として企業価値を増大させ、世界的に通用する投資会社を目指して努力し続ける所存です。

株主の皆様におかれましては、何卒、今後とも相変らぬご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## 6. 重要な子会社の状況

会社名	資本金または出資金	議決権比率・出資比率 (%)	主な事業内容
①鳥取カントリー倶楽部株式会社	150,000千円	100.00	ゴルフ場運営事業
②SUN GREEN POWER ENERGY PTE. LTD.	451,220千円	100.00	バイオマス製品の製造・販売業
③サンエステート株式会社	10,000千円	100.00	不動産事業

(注) 上記①から③はすべて当社の連結子会社であります。

## 7. 主要な事業の内容 (平成30年3月31日現在)

事業部門	事業内容
投資事業	自己投資業務、投資スキームの企画・設計・構築
アセットマネジメント事業	ストラクチャーアレンジメント受託業務、アセットマネジメント受託業務
その他の事業	フィナンシャルアドバイザー業務、コンバージョン等の資産価値向上業務、仲介業務、その他コンサルティング業務

## 8. 主要な営業所 (平成30年3月31日現在)

### (1) 当社

名称	所在地
本社	大阪市淀川区西中島七丁目5番25号
東京支店	東京都港区芝公園一丁目3番10号

### (2) 重要な子会社

名称	所在地
鳥取カントリー倶楽部株式会社	鳥取県鳥取市洞谷856番地1
SUN GREEN POWER ENERGY PTE. LTD.	321 Orchard Road Orchard Shopping Centre #07-02 Singapore 238866
サンエステート株式会社	東京都港区芝公園一丁目3番5号

(注) サンエステート株式会社は当社が平成29年4月10日に設立したことにより当社の連結子会社となりました。

## 9. 従業員の状況（平成30年3月31日現在）

### (1) 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
20名	2名増

（注）従業員数には、臨時従業員31名は含まれておりません。

### (2) 当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3名	増減なし	39.0歳	3.2年

## 10. 主要な借入先（平成30年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社鳥取銀行	54,329千円
株式会社山陰合同銀行	24,579千円

## II. 株式に関する事項（平成30年3月31日現在）

- |               |              |
|---------------|--------------|
| 1. 発行可能株式総数   | 100,000,000株 |
| 2. 発行済株式の総数   | 52,113,244株  |
| 3. 株主数        | 8,252名       |
| 4. 大株主（上位10名） |              |

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
松 井 証 券 株 式 会 社	2,598,700	4.98
JUN JUN INVESTMENTS PTE.LTD.	2,000,000	3.83
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	1,686,800	3.23
前 田 健 司	1,358,900	2.60
江 藤 重 光	1,000,000	1.91
渡 邊 定 雄	830,000	1.59
永 瀬 勝 也	714,000	1.37
株 式 会 社 SBI 証 券	560,700	1.07
佐 藤 満	530,000	1.01
アートポートインベストメント株式会社	490,000	0.94

### 5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## III. 新株予約権等に関する事項

1. 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況  
平成29年12月1日開催の取締役会決議による新株予約権

①新株予約権の払込金額 3,200,000円

②新株予約権の行使価額 1個につき77円

③新株予約権の行使条件

① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

(b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

④新株予約権の行使期間

平成30年6月22日から平成39年12月21日まで

⑤当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	40,000個	普通株式4,000,000株	4人

2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### 3. その他新株予約権等に関する重要な事項

決議年月日	平成30年2月23日
新株予約権の数(個)	39,000(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,900,000(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	69(注2)
新株予約権の行使期間	平成30年3月12日から 平成32年3月11日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注3)
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注6)

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、金69円とする。

(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本項(4)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))

の行使、取得請求権付株式または取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換または合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、またはかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 本項(4)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式または本項(4)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行または付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権または新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降または（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項(4)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 本項(2)①から④までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項(2)①から④にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるとする。

- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の東証JASDAQスタンダードにおける当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 本項(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換または合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - ② その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
  - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- 3 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
- 4 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- 5 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付
- 当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、または株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する第8回新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき第10回新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする
- (1) 新たに交付される新株予約権の数
- 新株予約権者が有する第10回新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

- (2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類  
再編当事会社の同種の株式
  - (3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法  
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。
  - (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。
  - (5) 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件  
「第10回新株予約権の行使期間」ないし「合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付」、「新株予約権証券の発行」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金」に準じて、組織再編行為に際して決定する。
  - (6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限  
新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。
- 6 新株予約権の取得事由

当社は、第10回新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、取締役会により第10回新株予約権を取得する旨及び第10回新株予約権を取得する日（以下、「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる第8回新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知または公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、第10回新株予約権1個につき第10回新株予約権1個当たりの払込金額（発行価額）と同額で、当該取得日に残存する第10回新株予約権の全部または一部を取得することができる。第10回新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

#### IV. 会社役員に関する事項

##### 1. 取締役および監査役の氏名等（平成30年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	前 田 健 司	鳥取カントリー倶楽部株式会社 代表取締役会長兼社長 サンエステート株式会社 代表取締役社長 サンエナジー株式会社 代表取締役社長
取 締 役	松 本 一 郎	経営企画室長
取 締 役	齋 藤 顕 次	投資事業本部長 SUN GREEN POWER ENERGY PTE. LTD. DIRECTOR SUN BIOMASS PTE. LTD. DIRECTOR SGPEジャパン株式会社 代表取締役社長
取 締 役	鷲 謙 太 郎	管理本部長 SUN GREEN POWER ENERGY PTE. LTD. DIRECTOR サンエナジー株式会社 取締役
取 締 役	二 宮 征 次 郎	NJ総合法律事務所 代表弁護士
常勤監査役	岸 川 浩 一	—
監 査 役	本 村 道 徳	—
監 査 役	古 野 誠	—

(注) 1. 取締役二宮征次郎氏は社外取締役であります。

2. 監査役全員は、社外監査役であります。また、岸川浩一氏、本村道德氏、古野誠氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

3. 取締役佐野隆太郎氏は、平成29年6月29日開催の第25期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

4. 監査役三嶋政美氏は、平成29年6月29日開催の第25期定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。

##### 2. 取締役および監査役の報酬等の総額

地 位	員 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役	6 名	54,000千円（うち社外取締役 2名 4,200千円）
監 査 役	4 名	9,300千円（うち社外監査役 4名 9,300千円）

(注) 1. 当社には、使用人兼役員は存在しません。

2. 平成17年3月14日開催の臨時株主総会において決議された取締役の報酬額は、年額100,000千円以内であります。

3. 平成14年6月24日開催の第10期定時株主総会において決議された監査役の報酬額は、年額50,000千円以内であります。

4. 上記の取締役および監査役の支給人員には、平成29年6月29日開催の第25期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名、辞任した監査役1名を含んでおります。

### 3. 社外役員に関する事項

#### (1) 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先
社外取締役	二宮 征次郎	NJ総合法律事務所 代表弁護士
社外監査役	岸川 浩一	—
社外監査役	本村 道徳	—
社外監査役	古野 誠	—

(注) 取締役二宮征次郎氏が兼職するNJ総合法律事務所と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

#### (2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	二宮 征次郎	就任後、当事業年度に開催された取締役会には、11回中11回出席し、主に弁護士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。
社外監査役	岸川 浩一	当事業年度に開催された取締役会には、14回中14回、また、監査役会には、14回中14回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	本村 道徳	当事業年度に開催された取締役会には、14回中14回、また、監査役会には、14回中14回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	古野 誠	就任後、当事業年度に開催された取締役会には、10回中10回、また、監査役会には、10回中10回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

#### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外役員と、当社定款に基づき、当社に対する損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

## V. 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

監査法人 アリア

### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	21,000千円
当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益合計額	21,000千円

(注)1. 当社と監査法人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

当社監査役会が監査法人の報酬等について同意した理由は、以下のとおりであります。

監査役会は、会計監査人との定期的かつ適宜行う会合による意見交換や、社内関係部署からの聞き取り等を通じて必要な情報を収集したうえで、会計監査人の監査計画における監査内容ならびに従前の事業年度における職務遂行状況および報酬額見積り等の算出根拠を検討し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社の子会社であるSUN GREEN POWER ENERGY PTE. LTD.、SUN BIOMASS PTE. LTD. は当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### 3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

法令に定める事由または会計監査人の適格性・独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合等に、必要に応じて解任または不再任に関する決定を行う方針です。

## VI. 会社の体制および方針

### 1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、以下の内部統制システム構築の基本方針を定めております。

内部統制システム構築の基本方針

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 取締役会は、当社の重要な経営方針・規範、取締役会規程およびコンプライアンス規程の制定をし、率先垂範して取り組むと共に、全役職員に周知徹底を行う。

② 取締役会は、職務権限規程および業務分掌規程の制定をし、職務の執行について責任と範囲を明確に定める。

③ 監査役は、コンプライアンス体制、リスク管理体制、財務情報その他企業情報を適正かつ適時に開示するための体制について、取締役が適切に構築し運用しているかを監査し、必要に応じ改善を助言または勧告する。

④ 内部監査部門は各部門の業務を監視し、不正の防止・発見およびその改善を行う。

- ⑤ 管理本部をコンプライアンスの推進部門とし、対外的な契約のチェック、関連規程の作成および見直し、ならびに全役職員への周知徹底を行う。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制  
取締役会は、取締役の職務の執行に係る情報・文書（電磁的記録を含む。以下、「情報等」という。）の取扱いについて、情報管理規程および文書管理規程を制定し、当該規程に従い、それぞれの担当部署に適切に当該情報等を保存および管理させ、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 管理本部をリスク管理統括部門とし、関連部門と連携して当社グループ全体のリスクを総括的・網羅的に管理する。
- ② 取締役会は、管理本部より重要なリスク情報について報告を受け、当該リスクへの対応やその他必要な施策を実施する。
- ③ 取締役会は、不測の事態が発生した場合の対応を含むリスク管理規程等の管理体制を整備し、有事には当該規程等に基づいて代表取締役社長直轄の対策本部を設置し、迅速かつ適正な対応を行い、損害の拡大を防止し、損失を最小限に食い止める。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会は、事業環境の動向を踏まえた中期経営計画を策定し、各部門は、当該計画の達成に向けて具体的な行動計画を立案する。
- ② 取締役会は、取締役会規程ならびに稟議規程および稟議事項明細書を制定し、取締役会決裁、社長決裁等の決裁権限を明確に定める。
- ③ 取締役会は、取締役会が定める代表取締役社長およびその他の業務執行を担当する取締役の職務分掌に基づき、代表取締役社長およびその他の業務執行を担当する取締役に業務の執行を行わせる。
- ④ 取締役会は、日常の業務遂行に際して、職務権限規程および業務分掌規程等を制定し、当該規程に基づき権限の委譲を行い、各レベルの責任者は業務を遂行する。
- ⑤ 業務執行の管理・監督を行うため、定時取締役会を月1回開催するほか、必要に応じ臨時取締役会を開催する。
- ⑥ 管理本部本部長は、月次の業績を迅速に管理会計としてデータ化し、取締役会に報告する。また、業績管理の一環として、予算会議を開催し、目標未達要因の分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正する。
- (5) 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 取締役会は、当社グループ共通の企業理念・倫理規範を策定し、当社グループ全体に周知徹底を行う。

- ② 当社グループが行う取引については、法令、定款、企業会計の基準、税法その他の社会規範に照らし適切なものでなければならない。
  - ③ 管理本部は、子会社を含む当社グループのリスク管理を管掌し、関係会社管理規程ならびにリスクマネジメント規程等に基づき、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、子会社に当社への定期的な報告を義務づけ、一層の徹底化を図る。
  - ④ 内部監査部門は、当社グループにおける内部監査を実施または統括し、子会社等に損失の危険が発生し、これを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度および当社に対する影響等について、当社の取締役会および担当部署に報告する体制を構築する。
  - ⑤ 当社は、監査役が、当社グループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を適正に行えるよう会計監査人および内部監査部門との十分な情報交換が行える体制を構築する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 当社は、監査役が求めた場合、監査役の職務を補助する使用人を配置すると共に、必要に応じて、内部監査部門を中心とした関係各部門は、そのサポートを行う。
- (7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役の職務を補助すべき使用人の独立性を確保するため、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、専任とし、専ら監査役の指示に従う。
  - ② 監査役の職務を補助すべき使用人を配置した場合、当該使用人の人事異動、人事評価および懲戒処分等に対して、事前に監査役の同意を得なければならない。
- (8) 当社グループの取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制
- ① 当社グループの取締役および使用人は、監査役会規程および監査役監査基準に従い、監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行う。
  - ② 当社グループの役職員は、コンプライアンス上疑義ある行為を発見した場合、内部通報制度規程に従って、内部監査部門ならびに監査役に報告するものとする。内部監査部門は自己が受けた報告および調査の結果について、代表取締役社長および監査役に報告を行う。また、当社は、通報者に対し当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループ役職員に周知徹底する。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は、監査役会規程および監査役監査基準に基づき、取締役会および重

要な会議に出席、稟議書等業務に関する重要な文書を閲覧、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求める等、監査役の会社情報に対するアクセス権を保証する。

- ② 当社は、監査役会が、会計監査人から会計監査内容についての説明を受け、情報交換など連携を図る機会を保証する。
  - ③ 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務に関し、監査役から請求があった場合には、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
  - ④ 当社は、監査役会が、必要に応じて独自に弁護士その他の専門家を活用することができる体制を保証する。
- (10) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ① 取締役会は、財務報告とその内部統制に関し、代表取締役社長を適切に監督する。
  - ② 代表取締役社長は、本基本方針に基づき、財務報告とその内部統制の構築を行い、その整備・運用を評価する。
- (11) 反社会的勢力を排除するための体制
- ① 取締役会は、反社会的勢力に対して、毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わず、反社会的勢力との係わりを一切持たない旨を「コンプライアンス基本方針」において定め、全役職員に周知徹底を図る。
  - ② 管理本部は、反社会的勢力対応規程および反社会的勢力実務対応マニュアルの運用管理を徹底するとともに、反社会的勢力排除における適切な助言、協力を得ることができるよう、外部専門機関との連携を強化する。
2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役の職務の執行について

「取締役会規程」に基づき、定時取締役会を毎月1回、臨時取締役会を必要に応じて開催し、法令または定款に定められた事項および重要な業務執行に関する事項について意思決定を行うとともに、取締役の職務の執行の監督を行っております。

(2) コンプライアンス体制について

常勤の取締役および監査役、ならびに使用人を対象に、コンプライアンスの理解と意識の向上を図るため、毎月1回コンプライアンス研修を実施しております。

また、内部通報制度については、「内部通報制度規程」に基づき、複数の窓口（ホットライン）を設置し運用しております。

(3) 損失の危険の管理に関する取り組み

管理本部をリスク管理統括部門とし、関連部門と連携して当社グループ全体

のリスクを総括的・網羅的に管理し、当社グループに損害を及ぼす恐れのあるリスク情報の早期発見と、その発現への対処に努めております。

#### (4) 監査役の監査体制

「監査役会規程」に基づき、定時監査役会を毎月1回、臨時監査役会を必要に応じて開催し、監査に関する重要な事項について報告を受けるとともに、協議を行い、必要に応じて決議を行っております。

監査役は、会計監査人や内部監査部門等と連携を図り、監査の実効性を確保するとともに、取締役会への出席および取締役・使用人へのヒアリング等を随時行い、健全な経営体制の確保に向けた活動を行っております。

#### (5) 内部監査

内部監査部門が作成した内部監査計画に基づき、当社および当社グループ各社の内部監査を実施し、その結果について取締役会に報告しております。

#### (6) 子会社の経営管理

子会社からの財務状況およびその他の状況につきましては、週次で報告を受けております。また、月次の決算内容について予実分析を当社の管理部門で行い、当社の取締役会にて報告しております。

子会社の重要な稟議事項については、子会社から当社に対して、事前に承認申請が行われる仕組みを構築し、適切に運用しております。

また、取締役を派遣し、子会社の業務の適正の確保を図っております。

---

(注) 本事業報告に記載の金額、株式数および数値は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

平成30年 3月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	1,260,762	<b>流 動 負 債</b>	225,033
現金及び預金	820,289	買掛金	1,763
売掛金	6,587	1年内返済予定の 長期借入金	16,584
商品	2,040	リース債務	3,567
貯蔵品	1,875	未払金	15,398
販売用不動産	23,395	未払法人税等	143,313
前渡金	279,000	その他	44,406
短期貸付金	141,061	<b>固 定 負 債</b>	155,338
繰延税金資産	10,332	長期借入金	62,324
その他	28,092	リース債務	5,106
貸倒引当金	△51,913	繰延税金負債	87,908
<b>固 定 資 産</b>	1,859,701		
<b>有 形 固 定 資 産</b>	623,571	<b>負 債 合 計</b>	380,372
建物及び構築物	86,769	<b>純 資 産 の 部</b>	
機械装置及び運搬具	36	<b>株 主 資 本</b>	2,298,614
工具、器具及び備品	9,662	資本金	2,681,826
リース勘定	99,630	資本剰余金	2,546,813
土地	419,465	利益剰余金	△2,930,026
リース資産	8,007	その他の包括利益累計額	32,313
<b>無 形 固 定 資 産</b>	714,526	為替換算調整勘定	32,313
のれん	714,383	<b>新 株 予 約 権</b>	5,540
電話加入権	142	<b>非 支 配 株 主 持 分</b>	403,623
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	521,603		
投資有価証券	491,823	<b>純 資 産 合 計</b>	2,740,090
出資金	4,244	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	3,120,463
長期貸付金	50,000		
その他	46,863		
貸倒引当金	△71,327		
<b>資 産 合 計</b>	3,120,463		

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連 結 損 益 計 算 書

平成29年 4月 1日から  
平成30年 3月31日まで

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高 価		652,372
売 上 原 価		34,065
売 上 総 利 益		618,307
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		429,266
営 業 利 益		189,040
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	15,783	
そ の 他	3,989	19,772
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,518	
為 替 差 損	948	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	753	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	4,397	
支 払 手 数 料	12,823	21,441
経 常 利 益		187,371
特 別 利 益		
関 係 会 社 清 算 益	24,475	
偶 発 損 失 引 当 金 戻 入 額	50,000	74,475
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	797	797
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		261,049
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		81,220
法 人 税 等 調 整 額		△11,568
当 期 純 利 益		191,396
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		8,151
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		183,244

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成29年4月1日残高	1,940,352	1,805,339	△3,109,972	635,718
連結会計年度中の変動額				
新株の発行	741,474	741,474	-	1,482,948
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	183,244	183,244
連結範囲の変動	-	-	△3,297	△3,297
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	741,474	741,474	179,947	1,662,895
平成30年3月31日残高	2,681,826	2,546,813	△2,930,026	2,298,614

	その他の包括利 益累計額	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算 調整勘定			
平成29年4月1日残高	27,010	22,080	607,614	1,292,423
連結会計年度中の変動額				
新株の発行	-	-	-	1,482,948
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	-	183,244
連結範囲の変動	-	-	△212,142	△215,439
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	5,303	△16,540	8,151	△3,086
連結会計年度中の変動額合計	5,303	△16,540	△203,991	1,447,667
平成30年3月31日残高	32,313	5,540	403,623	2,740,090

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

平成30年 3月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	859,110	<b>流 動 負 債</b>	298,487
現金及び預金	676,772	未払金	254,048
売掛金	212	未払費用	1,740
前払費用	4,902	未払法人税等	27,308
短期貸付金	172,630	預り金	1,762
その他の	6,236	その他	13,627
貸倒引当金	△1,643	<b>固 定 負 債</b>	5,313
<b>固 定 資 産</b>	1,787,737	長期繰延税金負債	5,313
有形固定資産	87,658		
建物	5,858		
工具、器具及び備品	591		
土地	81,209		
無形固定資産	142	<b>負 債 合 計</b>	303,801
その他	142	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	1,699,936	<b>株 主 資 本</b>	2,337,506
投資有価証券	537	資 本 金	2,681,826
関係会社株式	1,650,104	資 本 剰 余 金	2,546,813
その他の関係会社有価証券	29,678	資 本 準 備 金	2,546,813
出資金	4,214	利 益 剰 余 金	△2,891,133
関係会社出資金	3,000	利益準備金	15,930
長期貸付金	50,000	その他利益剰余金	△2,907,063
破産更生債権等	21,326	繰越利益剰余金	△2,907,063
その他	12,400	<b>新 株 予 約 権</b>	5,540
貸倒引当金	△71,326		
<b>資 産 合 計</b>	2,646,848	<b>純 資 産 合 計</b>	2,343,046
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	2,646,848

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		244,690
売 上 総 利 益		244,690
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		197,584
営 業 利 益		47,105
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	9,219	
業 務 受 託 料	800	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	201	
そ の 他	730	10,950
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	556	
支 払 手 数 料	12,823	
そ の 他	658	14,037
経 常 利 益		44,019
特 別 利 益		
子 会 社 清 算 益	24,475	
偶 発 損 失 引 当 金 戻 入 額	50,000	74,475
税 引 前 当 期 純 利 益		118,494
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	10,929	
法 人 税 等 調 整 額	△1,234	9,695
当 期 純 利 益		108,799

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

平成29年 4月 1日から  
平成30年 3月31日まで

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金	繰越利益 剰余金
平成29年 4月 1日 残高	1,940,352	1,805,339	1,805,339	15,930	△3,015,862	△2,999,932
事業年度中の変動額						
新株の発行	741,474	741,474	741,474	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-	108,799	108,799
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	741,474	741,474	741,474	-	108,799	108,799
平成30年 3月31日 残高	2,681,826	2,546,813	2,546,813	15,930	△2,907,063	△2,891,133

	株主資本	新株予約権	純資産合計
	株主資本合計		
平成29年 4月 1日 残高	745,759	22,080	767,839
事業年度中の変動額			
新株の発行	1,482,948	-	1,482,948
当期純利益	108,799	-	108,799
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	-	△16,540	△16,540
事業年度中の変動額合計	1,591,747	△16,540	1,575,207
平成30年 3月31日 残高	2,337,506	5,540	2,343,046

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月30日

燦キャピタルマネージメント株式会社  
取締役会 御中

監査法人 アリア

代表社員 公認会計士 茂木 秀俊 ㊞  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 山中 康之 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、燦キャピタルマネージメント株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、燦キャピタルマネージメント株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月30日

燦キャピタルマネージメント株式会社

取締役会 御中

監査法人 アリア

代表社員 公認会計士 茂木 秀俊 ㊞  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 山中 康之 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、燦キャピタルマネージメント株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な裁決書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月30日

燦キャピタルマネジメント株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）岸 川 浩 一 ㊞

社外監査役 本 村 道 徳 ㊞

社外監査役 古 野 誠 ㊞

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

第1号議案 取締役5名選任の件

昨年、取締役の任期を1年としたことにより、本総会終結の時をもって、全取締役が任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式 の 数
1	前 田 健 司 (昭和39年6月21日生)	平成元年4月 オリックス株式会社 入社 平成9年5月 ワイトレーディング株式会社 (現 当社) 代表取締役社長 (現任) 平成15年4月 Sun Foresight RE. Ltd. 有限会 社 取締役 平成15年12月 SUN ReXIS Inc. 有限会社 取締 役 平成19年11月 株式会社グランドホテル松任 (現 株式会社グランドホテル白 山) 代表取締役社長 平成21年6月 大阪投資マネージメント株式会 社 代表取締役社長 平成24年1月 燦フーズ株式会社 代表取締役 社長 平成28年3月 鳥取カントリー倶楽部株式会社 代表取締役会長兼社長 (現任) 平成29年4月 サンエステート株式会社 代表 取締役社長 (現任) 平成29年6月 有限会社ラ・ベリータ (現 サン エナジー株式会社) 代表取締役 社長 (現任) (現在に至る)	1,358,900株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式 の 数
2	松 本 一 郎 (昭和38年9月4日生)	昭和62年4月 日興証券株式会社（現 SMBC日興証券株式会社）入社 平成5年8月 有限会社エム・ケー・シー 代表取締役 平成11年2月 株式会社勉強屋 代表取締役社長 平成17年8月 株式会社石原商事 取締役 平成19年10月 当社 入社 平成28年6月 当社 取締役経営企画室長（現任） （現在に至る）	-株
3	齋 藤 顕 次 (昭和38年12月16日生)	昭和62年4月 伊藤忠商事株式会社 入社 平成12年1月 山田建設株式会社 入社 平成17年10月 株式会社アースリー 専務取締役 平成20年10月 株式会社サンライフ八生 代表取締役社長 平成27年8月 MARVEL GREEN POWER ENERGY PTE. LTD. （現 SUN GREEN POWER ENERGY PTE. LTD.） DIRECTOR（現任） 平成28年6月 当社 取締役投資事業本部長（現任） 平成29年3月 SUN BIOMASS PTE. LTD. DIRECTOR（現任） SGPE ジャパン株式会社代表取締役社長（現任） （現在に至る）	-株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の 数
4	鷲 謙 太 郎 (昭和43年3月10日生)	平成3年4月 株式会社丸井 入社 平成10年9月 向後税理士事務所 入所 平成14年11月 アセット・マネジャーズ株式会社 入社 平成18年6月 アセット・インベスターズ株式会社 入社 管理グループ長兼財務経理部長 平成21年3月 株式会社アイシーエル 入社 管理部長 平成28年6月 当社 取締役管理本部長 (現任) 平成28年12月 SUN GREEN POWER ENERGY PTE. LTD. DIRECTOR (現任) 平成29年6月 有限会社ラ・ベリータ (現 サンエナジー株式会社) 取締役 (現任) (現在に至る)	一株
5	※ 池 田 雅 昭 (昭和49年12月15日生)	平成13年10月 中央青山監査法人 入所 平成17年4月 公認会計士登録 平成19年7月 新日本監査法人 (現 新日本有限責任監査法人) 入所 平成22年11月 池田公認会計士事務所 (現 公認会計士・税理士・行政書士 池田雅昭総合事務所) 代表 (現任) (現在に至る)	一株

- (注) 1. ※印は、新任候補者であります。  
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
3. 池田雅昭氏は、社外取締役候補者であります。  
4. 池田雅昭氏につきましては、東京証券取引所に対し、同取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。  
5. 社外取締役候補者とした理由  
池田雅昭氏は、公認会計士としての経験・識見が豊富であり、当社の論理に捉われず、企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であります。そのことにより、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。  
6. 池田雅昭氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく賠償の限度額は法令に定める最低限度額としております。

第2号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、常勤監査役岸川浩一氏が退任、また監査役古野誠氏が辞任いたします。

つきましては、監査役2名の選任をお願いするものです。

なお、本議案につきまして、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	※ 長岡稔 (昭和30年11月20日生)	昭和53年4月 稔屋商事株式会社 入社 平成2年9月 株式会社ヤマガタグラビヤ 入社 平成19年5月 同社 取締役 平成28年6月 同社 取締役辞任 (現在に至る)	一株
2	※ 後藤充宏 (昭和34年7月31日生)	昭和61年10月 太田昭和監査法人(現 新日本有限責任監査法人) 入所 平成6年8月 公認会計士登録 平成12年6月 あおば公認会計士共同事務所設立 平成23年11月 マニー株式会社取締役 平成27年5月 株式会社ワイズテーブルコーポレーション常勤監査役(現任) 平成29年11月 マニー株式会社取締役 退任 (現在に至る)	一株

- (注) 1. ※は新任候補者であります。
2. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 長岡稔氏、後藤充宏氏は、社外監査役候補者であります。
4. 長岡稔氏、後藤充宏氏につきましては、東京証券取引所に対し、同取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。
5. 社外監査役候補者とした理由  
長岡稔氏は、豊富なビジネス経験と幅広い見識を活かし、当社の監査に反映していただくことで、当社の監査体制を強化できるものと判断し、社外監査役として選任しております。  
後藤充宏氏は、公認会計士としての専門的見地並びに経営に関する見識を当社の監査に反映していただくことで、当社の監査体制を強化できるものと判断し、社外監査役として選任しております。
6. 長岡稔氏、後藤充宏氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく賠償の限度額は法令に定める最低限度額としております。

以上

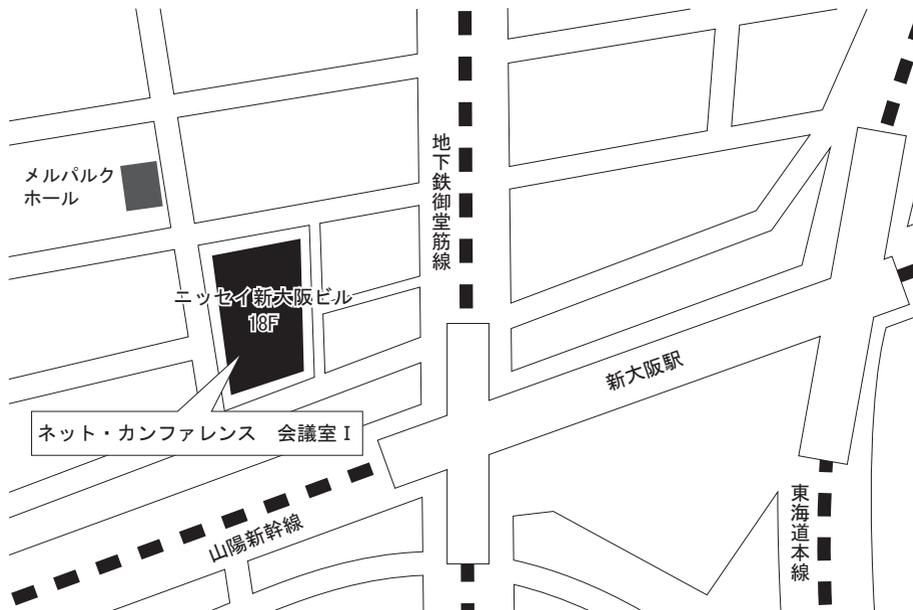


# 株主総会会場ご案内図

会場：大阪市淀川区宮原三丁目4番30号

ニッセイ新大阪ビル 18階

ネット・カンファレンス 会議室I



地下鉄御堂筋線 新大阪駅（4番出入口）徒歩約1分、JR新大阪駅（西口出入口）徒歩約5分

※駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮下さい。